○奈良県産業廃棄物税条例施行規則

平成十五年十二月二十六日 奈良県規則第二十七号 改正 平成一六年三月三一日規則第六七号 平成一七年三月二九日規則第五五号 平成二六年八月二九日規則第二三号 平成二六年一二月二六日規則第五三号 平成二七年一二月二八日規則第四五号 平成二七年一二月二八日規則第四五号 平成二八年三月三一日規則第六六号 平成二〇年三月三一日規則第六七号

奈良県産業廃棄物税条例施行規則をここに公布する。

奈良県産業廃棄物税条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県産業廃棄物税条例(平成十五年三月奈良県条例第四十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税標準の端数計算等)

- 第二条 産業廃棄物税の課税標準である重量を計算する場合において、その重量にトン位未 満の端数があるとき又はその全重量がトン位未満であるときは、その端数重量又はその全 重量のトン位未満四位以下を切り捨てる。
- 2 条例第四条第二項に規定する規則で定める要件は、産業廃棄物の容量の計測が可能であることとする。
- 3 条例第四条第二項の規定による産業廃棄物の重量の換算は、次の表に掲げる産業廃棄物の種類(種類ごとの容量を計測できない産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類)に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる換算係数を当該産業廃棄物の容量に乗じることにより行うものとする。

	番号	産業廃棄物の種類	換算係数
_	_	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百	一•一四
		- 三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第二条第四項第一	
		号に掲げる燃え殻	
	<u>-</u>	廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる汚泥	-·-O
-	=	廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃油	〇•九〇

四	 廃棄物処理法第二条第四項第一号に掲げる廃プラスチック類	○・三五
五.	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政	O • ≡O
	- 令第三百号。以下「廃棄物処理法施行令」という。) 第二条第	
	一号に掲げる紙くず	
六	廃棄物処理法施行令第二条第二号に掲げる木くず	〇・五五
七	廃棄物処理法施行令第二条第三号に掲げる繊維くず	O·-=
八	廃棄物処理法施行令第二条第四号に掲げる食料品製造業、医	00
	薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物	
	又は植物に係る固形状の不要物	
九	廃棄物処理法施行令第二条第四号の二に掲げる獣畜及び食鳥	00
	に係る固形状の不要物	
+	廃棄物処理法施行令第二条第五号に掲げるゴムくず	○·五二
+-	廃棄物処理法施行令第二条第六号に掲げる金属くず	- • - Ξ
十二	 廃棄物処理法施行令第二条第七号に掲げるガラスくず、コン	00
	クリートくず及び陶磁器くず	
十三	廃棄物処理法施行令第二条第八号に掲げる鉱さい	一・九三
十四	廃棄物処理法施行令第二条第九号に掲げる工作物の新築、改	一・四八
	築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに	
	類する不要物	
十五	廃棄物処理法施行令第二条第十号に掲げる動物のふん尿	00
十六	廃棄物処理法施行令第二条第十一号に掲げる動物の死体	00
十七	廃棄物処理法施行令第二条第十二号に掲げるばいじん	一・二六
十八	廃棄物処理法施行令第二条第十三号に掲げる廃棄物	00

備考 この表の換算係数は、一立方メートル当たりのトン数とする。

4 第一項の規定は、前項の規定により容量を重量に換算する場合について準用する。 (納入申告書の記載事項)

第三条 条例第八条第一項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 特別徴収義務者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号) 第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第十五項に規 定する法人番号をいう。以下同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、 住所又は所在地及び氏名又は名称)

- 二 最終処分場の所在地
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平二七規則四五・一部改正)

(特別徴収義務者の証票を亡失した場合の措置)

第四条 条例第九条第四項の証票の交付を受けた者は、その証票を亡失した場合は、遅滞なく、産業廃棄物税特別徴収義務者証票亡失届出書を中南和県税事務所長に提出し、証票の再交付を受けなければならない。

(平二六規則五三・一部改正)

(条例第十条第一項の担保の提供を免除する場合の要件及び担保の提供手続)

- 第五条 条例第十条第一項の規則で定める要件は、同条第二項の規定による徴収猶予の申請をした特別徴収義務者が当該徴収猶予の申請をした日前三年以内において産業廃棄物税に係る徴収金について滞納処分を受けたことがなく、かつ、最近における産業廃棄物税に係る徴収金の納入状況等からみてその徴収猶予された期間の末日までに当該徴収猶予に係る産業廃棄物税を納入することが確実と認められることとする。
- 2 地方税法施行令(昭和二十五年政令第二百四十五号)第六条の十の規定は、条例第十条第 一項の規定により徴する担保の提供手続について準用する。

(納付申告書の記載事項)

- 第六条 条例第十二条第一項に規定する規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 産業廃棄物税の納税者の住所又は所在地、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所又は所在地及び氏名又は名称)
 - 二 最終処分場の所在地
 - 三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(平二七規則四五·一部改正)

(帳簿の記載)

- 第七条 条例第十四条第一項に規定する特別徴収義務者等は、条例第十五条第一項の帳簿に 次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 産業廃棄物の搬入年月日
 - 二 産業廃棄物の種類及び重量
 - 三 条例第四条第二項の規定により当該産業廃棄物の重量を換算して得た場合にあって

は、産業廃棄物の容量

四 特別徴収義務者にあっては、産業廃棄物の最終処分を委託した者の氏名又は名称及び 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十二条の三の 規定により交付された産業廃棄物管理票の交付番号

(帳簿の承認等)

- 第八条 条例第十六条第一項の承認の申請その他の手続に関する事項については、地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)第六章の規定の例による。
- 2 条例第十六条第一項の承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存は、地方税 法第六章に規定する電磁的記録の備付け及び保存の例により行わなければならない。 (賦課徴収)
- 第九条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この規則に定めるもののほか、奈良県税条例 施行規則(昭和三十二年四月奈良県規則第二十八号。以下「県税条例施行規則」という。) の定めるところによる。この場合において、県税条例施行規則第二条第一項中「
 - 十三 県税に関する犯則事件について法第一章第十六節の規定によって犯則事件の調査 及び処分を行う場合における知事の職務に関すること。
 - 十四 条例第十一条第一項の規定による申告等の期限の延長に関すること。
 - 」とあるのは「
 - 十三 産業廃棄物税の賦課徴収に関すること。
 - 十四 県税に関する犯則事件について法第一章第十六節の規定によつて犯則事件の調査 及び処分を行う場合における知事の職務に関すること。
 - 十五 条例第十一条第一項の規定による申告等の期限の延長に関すること。
 - 」と、同条第二項中「第九号及び第十一号」とあるのは「第九号、第十一号及び第十三号」とする。
- 2 この規則に定める様式のほか、知事は、産業廃棄物税の賦課徴収に係る書類等の様式については、県税条例施行規則に定める様式に必要な調整を加えた様式によることができる。 (平一六規則六七・平二六規則二三・平三○規則六七・一部改正)

(徴収に要する費用)

第十条 条例第二十一条に規定する産業廃棄物の徴収に要する費用は、徴税吏員に係る給与、特別徴収義務者に対する報償金、その徴収に要する物件費等とする。

(平三○規則六七・一部改正)

(産業廃棄物税に関する書類等の様式)

第十一条 次の表の上欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げるところによる。

書類等の種類	様式
(一) 条例第七条第二項による指定に用いる通知書	第一号様式
(二) 条例第八条第一項の納入申告書	第二号様式
(三) 条例第八条第二項及び第十二条第二項の指定に用いる通知	第三号様式
書	
(四) 条例第九条第一項の規定による申請に用いる申請書	第四号様式
(五) 条例第九条第三項の規定による届出に用いる変更届出書	第五号様式
(六) 条例第九条第四項の証票	第六号様式
(七) 条例第九条第七項の規定による返納に用いる届出書	第七号様式
(八) 条例第十条第一項の申請に用いる申請書	第八号様式
(九) 条例第十一条第一項の申請に用いる申請書	第九号様式
(十) 条例第十二条第一項の納付申告書	第十号様式
(十一) 条例第十三条第一項の規定による届出に用いる届出書	第十一号様式
(十二) 条例第十三条第二項の規定による届出に用いる届出書	第十二号様式
(十三) 条例第十六条第一項の承認に用いる申請書	第十三号様式
(十四) 第四条の産業廃棄物税特別徴収義務者証票亡失届出書	第十四号様式
(十五) 第八条第一項の規定により地方税法(昭和二十五年法律第	第十五号様式
二百二十六号)第六章の例によることとされる同法第七百五十	
一条第一項の届出書	
(十六) 第八条第一項の規定により地方税法第六章の例によるこ	第十六号様式
ととされる同法第七百五十一条第二項の届出書	

附 則

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

第1号様式(第11条関係)

			税 第 年 月	号 日
住所(所在地) 氏名(名称)	殿			
		奈良県	県税事務所長	印

産業廃棄物税特別徴収義務者指定通知書

奈良県産業廃棄物税条例第7条第2項の規定により、あなたを産業廃棄物税の特別徴収 義務者に指定します。

ついては、同条例第9条第1項の規定に基づく登録を速やかに申請してください。

最終処分場の	所在地	
所在地及び名称	名称	
上記最終処分場の 設置許可を受けた 最終処分業者	住 所 (法人の場合は、所在地) 氏 名 (法人の場合は、名称及び代) 表 者 の 氏 名	
備考		

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求は、なるべく当県税事務所長を経由することとしてください。また、 処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に奈 良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することがで きます。ただし、先に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することが できる期間は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か 月以内となります。

第2号様式(第11条関係)

				※処理事項		
		通信日付印	精査検算	入力確認印	施設番号	管理番号
受付印	A CONTRACTOR OF THE PARTY OF TH					
	/	<u>)</u>	雀業廃棄物税 約	内入 申 告 書		
		住	所			
		(法人の場合は、	、所在地)	П		П
		氏	名			
		(法人の場合は、名称及	び代表者の氏名)			
年 月	目	個人者	番 号		こから記載してくっ	
		(法 人 礼	番 号)			
		この申告に係る担当	者名及び連絡先			
		(電話番	号)		* ()
奈良県	ыл.	最終処分場	の 所 在 地			
県税事務所長	殿					
	奈.	良県産業廃棄物税条例第	第8条第1項の規定	こにより、次のとおり	申告します。	
申 告 対 象			年	月の搬入分		
区 分	į	課税標準たる重量	税	率	申告	納入税額
納入申告		. }	ン 1,	000円/トン		P
備考				11		

- 注1 課税標準たる重量は、小数点第4位以下を切り捨てて記入してください。
- 2 この申告書には、別表1又は別表2を添付してください。
- 3 ※処理事項欄は記入しないでください。
- 4 個人番号(法人番号)欄は、申告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

別表1

産業廃棄物の搬入重量明細書

特別徴収義務者の住所(法人の場合は、所在地)	
特別徴収義務者の氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	
最終処分場の所在地又は登録番号	

					左	F	月分(月	日~		月	日)				
日	i	搬入さ	れた産	業廃棄	物の総	全重金		トン	日	1	般入さ	れた産	業廃棄	毛物の糸	金重量		トン
1									16	11							
2									17								
3									18								
4									19								
5									20								
6									21								
7									22								
8									23								
9									24								
10									25								
11									26								
12									27								
13									28								
14									29								
15									30								
									31								
			合		計				1								
			特別	徴収秒	紀額			①×:	1,000								円

注 「搬入された産業廃棄物の重量」欄は、重量(容量で計測される産業廃棄物にあっては、重量換算後の重量)の小数点第4位 以下を切り捨てて記入してください。

別表2

産業廃棄物の搬入重量明細書

	(/)
特別徴収義務者の住所(法人の場合は、所在地)	
特別徴収義務者の氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	
最終処分場の所在地又は登録番号	

	年	月分(月	日~	,	月	日)			
産業廃棄物を搬入した者	産業廃棄物を搬	入した者		搬入る	された直	 業廃棄	物の総重	量		トン
の氏名又は名称	の住所又は所在:	地								
							П			
										,
合 (小) 計		1								
特別徵収税額	①	×1,000								円

- 注 1 「搬入された産業廃棄物の重量」欄は、重量(容量で計測される産業廃棄物にあっては、重量換算後の重量)の小数点第4 位以下を切り捨てて記入してください。
 - 2 「特別徴収税額」欄は、最終頁の総重量に税率を乗じて算出し、最終頁に記入してください。

第3号様式(第11条関係)

税 第 号 年 月 日

特別徵収義務者等 住所(所在地) 氏名(名称)

殿

奈良県 県税事務所長 印

産業廃棄物税納期限等指定通知書

産業廃棄物税の納期限等については奈良県産業廃棄物税条例 第8条第2項 第12条第2項

定により、次のとおり通知します。

納入(納付)に係る期間 指 定 す る 納 期 限 納期限等指定の理由

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3か月以内に知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求は、なるべく当県税事務所長を経由することとしてください。また、処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に奈良県を被告として(訴訟においては知事が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、先に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

第4号様式(第11条関係)

男4万惊八(第11余舆馀)					
受付印		産業廃	棄物和	兇特別	別徵収義務者登録申請書
住		Ē	斤		
(法人の	場合は	、所在	地)		
氏		彳	3		
年 月 日 法人の	場合は	、名称	及び		
代表	者(の氏	名		(i)
(法	人者				(
奈良県	申告に	係る担	3		
	名及び	連絡先	Ē		
県税事務所長 殿	電話番	号)			
奈良県産業廃棄物税条例第9条第1項	(の規定	により	、産	業廃棄	棄物税の特別徴収義務者としての登録を申請します。
最終処分場の所在地及び名称	所	7	É	地	
及水之月·加·利/日本巴及〇·日中	名			称	
埋立処分の開始(予定)年月日及び業許可番	年	J	1	日	年 月 日
理立処分の開始(予定)年月日及び業計刊番	許	可	番	号	
最終処分場に係る産業廃棄物処理	年	J	1	日	年 月 日
施設設置(変更)許可年月日及び許可番号	許	可	番	号	
譲受け又は借受けの場合にあっては、	年	J	Ħ	日	年 月 日
当該許可年月日及び許可番号	許	可	番	号	
中間処理施設の有無					有 無
備考					

注 個人番号(法人番号)欄は、申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2 条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第5号様式(第11条関係)

为5万水工(为11米)										
受付印		産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書								
		住 (法人の場合に	所 は、所在地)			11				
年月	B	氏 法人の場合は 代表者の					(i)			
	特別徴収義務者	個 人(法人				はしてください。 いら記載してくだ				
奈良県 県税事務所長 殿	**************************************	この届出に係る担当 (電話								
AND FUNDA IN		最終処分場(登録:								
	奈良県	具産業廃棄物税条例第	59条第3項の規定	により、次のとお	り届け出ま	す。				
水田市石		変更前								
変更事項		変更後		Ш						
変更6	の理由									
変更4	手月 日			年	月	Ħ				
備	考									

注 個人番号(法人番号)欄は、特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第6号様式(第11条関係)



備考 アルミはく製とし、板面地色は銀色とし、「産廃」の模様と枠は橙色とし、文字は黒 色とすること。

257	旦推士	(第1:	1条関係
771	7 TRIL	(1	

>10 · 0 100 · 1 (>10>14)>0 11 · 1															
受付印		産業	達廃棄物税 特	 別徴	収義務	者証票	返納	届出書							
年 月 日	(法,	の場合は、	所 所在地)												
Т Л П	以	人の場合は とび代表者の			11			1				11			(
奈良県	務 者 法	人番	学						-					-	
県税事務所長 殿		に係る担当者 電 話 番	音名及び連絡 号)	各先											
次の最終処分場について者証票を返納します。	の特別徴収義	多が消滅し7	たので、奈良	艮県産	業廃棄	物税条	:例第	9条第	7項0	り規定	定に。	より、	特別	川徴収	2義務
最終処分場の所	ī在地														
登録番号	111					第		号							
特別徴収義務が消滅	成した理由														
上記理由の発生生	年月日					年	月	Н							
備考			11												

注 法人番号欄は、特別徴収義務者が法人の場合には、当該特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第8号様式(第11条関係)

370 17 18CEC (3	カエエベ	X) N	`/																					
5	受付印		The second secon							産シ		美物税	.徴収	【猶刊	多申請書	≐								
		/					主人の)場合	は、		所 生地)						11							
4	年	月	日	特別微		法		の場合	_	t、名														a
				特別徴収義務者		沒	去	人	番	ş.	号					***************************************		***************************************		***************************************			***************************************	
奈良県					<i>Ξ 0.</i>)申請 (系る担 話				車絡先	3			1								
県税	事務所	長	殿					処分場 録						1										
奈良県産	業廃棄	毛物	税条例	河第1	0条第	第1項の	の規	定に.	より	、 ど	くのと	おり	徴収	猶子	を申請	します	0							
																申台	片対象	象年	- 月			年		月分
								課			税			標		準			量			•		トン
課 税 標	準 量	及	V.	売	卦の) 状	況	内					訳	代	金 領	収 済	6 の	数	量			•		トン
								Ľ.					19.5	売	掛に力	よって	いる	5 数	量			•		トン
								申				告			移	ź			額					円
申告税额	額 及	び	徴収	税	額(の状	況	内					訳	徴	収	済	税		額					円
								'					14.	未	徴	収	税		額					円
徴业		犻	-10	子	5	申	1	Ē	清		理		由											
徴収		,		-	け	ょ	う			す	る	税	額								26			円
徴収	猶一子	,	を	受	け	よ	う	と	-	す	る	期	間			年	月		日か	6	年	月		目まで
	3	納入	年月	日	+	納	入会	全額		担	保(の 種	類											
徴収猶予 申請税額	3	年	月	日					円			価												
	1	年	月	日					円	(모.	乖	人	0											
納入内訳	3	年	月	日					円			· 氏												
備考																								

- 注1 この申請書には、別表を添付し、徴収猶予を申請する理由を裏付ける帳簿等の証拠書類を提出してください。
- 2 この申請書の提出と同時に担保を提供してください。
- 3 法人番号欄は、特別徴収義務者が法人の場合には、当該特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

別表

産業廃棄物税徴収猶予に係る搬入元明細書

特別徴収義務者の住所(法人の場合は、所在地)	
特別徴収義務者の氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	
最終処分場の所在地又は登録番号	

	年	月分	(月		E	· ~		F	1		日)							
徴収猶予に係る産業廃	徴収猶予に係る産業廃								搬	入さ	れた	産	 業廃	棄物	の糸	※重	量			
棄物を搬入した者の氏	棄物を搬入した者の住										5	ち徴	収着	首子に	こ係	る声	 産業	廃棄	を物	②に係る収入-
名又は名称	所又は所在地										の	重量								定年月日
		1							トン	/	2							トン	/	
II.																				
															\dashv					
													-							
															\dashv					
							•								\dashv	•				
							•													
																•				
			-													•				
							٠									•				
							٠								4	•				
							٠													
合	計																			
徴収猶	予税額		(2)合	計>	< 1, (000												円	

注 「搬入された産業廃棄物の重量」欄は、重量(容量で計測される産業廃棄物にあっては、重量換算後の重量)の小数点第4位 以下を切り捨てて記入してください。

第9号様式(第11条関係)					
受付印	産業廃棄物	脱の 還 納入義務	付 申請 免除	書	
	住 (法人の場合は、	所 所在地)		П	n 2 1 - 11
年月日	氏 (法人の場合は、名称及び	名 が代表者の氏名)			Ø
特別徴収義務者	個 人 番			号はここから記載してく? 人番号はここから記載し~ 	
奈良県	この申請に係る担当者 (電話番	2000 10			
県税事務所長 殿	最終処分場の所 (登 録 番				
奈良県産業廃棄物	・ n税条例第11条第1項の規定	官により、次のと.		付 を申請しる 入義務の免除	ます。
申 告 対 象 年 月	年 月分		年 月分	年 月分	合計
還付又は納入義務免除の別	還付・免除	還付・免	除	還付・免除	百計
課 税 標 準 量	・トン		・トン	・トン	・トン
内代金領収済の数量	・トン		・トン	・トン	・トン
訳 徴収不能に係る数量	・トン		・トン	・トン	・トン
申 告 税 額	円		円	円	円
徴 収 済 税 額	円		円	Щ	円
内訳うち亡失した税額	円		円	円	円
徴収不能となった税額	円	П	円	円	円
申告額のうち既に納入済の税額	円		円	円	円
還付又は納入義務の免除 を受けようとする額	Н		円	円	PI
還付又は納入義務の免除 を申請しようとする理由			'		
備 考					

- 注1 この申請書には、還付又は納入義務の免除を申請しようとする理由が生じたことを証する書面を添付してください。
- 2 個人番号(法人番号)欄は、特別徴収義務者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第10号様式(第11条関係)

			※処理事項		11
	通信日付印 精:	查検算	入力確認印	施設番号	管理番号
受付印					
	産業	廃棄物和	说納付申告書		
	住 所 (法人の場合は、所在地)			
	氏 名 法人の場合は、名称 及び代表者の氏名				(
年 月 日	個 人 番 号 (法 人 番 号)		法人番号はここから (個人番号はこ)
	この申告に係る担当者名 及び連絡先(電話番号)	í		()
奈良県 県税事務所長 殿	最終処分場の所在地				
	奈良県産業廃棄物税条例第1	2条第1項の	規定により、次のとお	おり申告します。	
申 告 対 象		年	月分の搬入分		
区分	課税標準たる重量		税率	申告	F納付税額
納入申告	. hv		1,000円/トン		円
備考					

- 注 1 課税標準たる重量は、小数点第4位以下を切り捨てて記入してください。
 - 2 この申告書には、別表を添付してください。
 - 3 ※処理事項欄は、記入しないでください。
 - 4 個人番号(法人番号)欄は、申告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

別表

産業廃棄物の搬入重量明細書

納税者の住所(法人の場合は、所在地)	
納税者の氏名(法人の場合は、名称及び代表者の氏名)	
最終処分場の所在地	

		在	F 月分	分(月	日~	月	日)		
日	搬入した産	産業廃棄物の総重	量	ŀ	ン	日	搬入し	た産業廃棄物	物の総重量	トン
1						16				
2						17				
3						18				
4						19				
5						20				
6						21				
7						22				
8						23				
9						24				
10						25				
11						26				
12						27				
13						28				
14			,			29				
15						30				
						31				
		合	計	*		1				
		税	額		①×	1,000				円

注 「搬入した産業廃棄物の重量」欄は、重量(容量で計測される産業廃棄物にあっては、重量換算後の重量)の小数点第4位以下を切り捨てて記入してください。

第11号様式(第11条関係)

为11万保政(为11米民队)																
受付印				産	業廃勇	美物 利	見の糸	内税者	首届 出	書						
	(法)		合は、		所 在地)			=					П	11		
年 月 日		人の場	場合に	t、彡											П	(i)
	個		、 者		号)		Ţ	- 法/				ら記載こから				
奈良県 県税事務所長 殿			こ係る 5先(電													
	県産業廃棄	手物税	条例第	第13多	条第1	項の規	見定に	こより	、次(のとは	おり届	け出ま	きす。			
最終処分場の所在地及	び名称	所	右	Ē	地											
		名			称											
埋立処分の開始三	予定日	年	J.	l	日						年	月	日			
最終処分場に係る産業廃棄物	処理施設	年	J.	l	日						年	月	日	11		
設置(変更)許可年月日及び	許可番号	許	可	番	号											
譲受け又は借受けの場合にあ	っては、	年	JF.	J	日						年	月	日			
当該許可年月日及び許	可番号	許	可	番	号											
備	考															

注 個人番号(法人番号)欄は、届出者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2 条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第12号様式(第11条関係)

20 10	
受付印	産業廃棄物税の納税者届出事項変更届出書
	住 所 (法人の場合は、所在地)
年 月 日	氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者の氏名)
	個 人 番 号 (★法人番号はここから記載してください。) (★ 人 番 号)
奈良県	この届出に係る担当者名及び連絡先 (電話番号)
県税事務所長 殿	最終処分場の所在地又は名称
産業廃棄物税の納税者届	出事項に変更が生じたので、奈良県産業廃棄物税条例第13条第2項の規定により、届け出ます。
変更事項	前
変	2後
変更の生じた年	年 月 日
備	考

注 個人番号(法人番号)欄は、届出者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第13号様式(第11条関係)

20													
受付印	電子計算機を使用して作品	艾する帳簿保	存等承認	忍申請	書								
	住 所 (法人の場合は、所在地)				11								
年 月 日	氏 名 (法人の場合は、名称及び 代表者の氏名												(1)
	法人番号												
奈良県	この申請に係る担当者名及び	車絡先											
県税事務所長 殿	最終処分場の所在地 (登録番号)												
奈良県産業廃棄物税条例	別第16条第1項の規定により、次の	帳簿について	電磁的	記録	こよる	6保有	字等の)承認	恩を申	請し	ます	•	
承認を受けようとする軸	長簿の種類												
使用する電子計算機及びプログ	ブラムの概要												
承認を受けようとする帳簿	の保存場所		DE	11									П
承認を受けようとす	る帳簿の備付けを開め	台する日								年	Ē.	月	日
新たに設立された	法人にあっては設	立の目								年	=	月	日
	oいて、過去に電磁的記録の保存等 がある場合には当該届出書を提出									年	Ξ.	月	日
	長簿について、過去に承認 計合には当該通知を受け					11				年	<u> </u>	月	日
承認を得るための要件を満	たすためにとろうとする措置		30										
その他参考と	なるべき事項												

- 注1 この申請書には、次の書類を添付してください。
 - (1) 処理システムの概要書類(申請者が開発したプログラムを使用する場合)
 - (2) 電磁的記録の事務手続に関する書類(事務処理を委託する場合には委託契約書)
 - (3) 記載事項を補完するために必要となる参考書類
 - 2 法人番号欄は、申請者が法人の場合には、当該申請者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第14号様式(第11条関係)

受付印		産業廃棄物税特別徵収義務者証明	累亡失	届出書								
		住 所 (法人の場合は、所在地)										
年月	日特別徴	氏 名 法人の場合は、名称 及び代表者の氏名										(1)
	特別徴収義務者	法 人 番 号									:	
奈良県	者	この届出に係る担当者名及び連絡先 (電話番号)										
県税事務所長 殿		最終処分場の所在地										
次のとおり産業廃棄物税特	別徴収義	務者証票を亡失したので、奈良県産業隊	養棄物	脱条例施	行規則	第4第	その規定	定によ	こり、	届け	出ま	す。
登 録 番 号		第		号								
証票交付年月日		年	月	目								
亡失年月日		年	月	日								
亡失した当時の状況												

- 注1 この届出書提出後、旧証票が発見された場合は速やかに返納してください。
- 2 法人番号欄は、特別徴収義務者が法人の場合には、当該特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第15号		

受付印	電子計算機を使用	目して作	成する	帳簿の係	采存等 ?	をやめ	よう	とする	5旨の)届出	書					
	住 (法人の場	易合は、	所 所在地)												
年 月 日	氏 法人の: 及び代	場合は、	1100000)								1	11		11	(1)
奈良県	法	人番	号	1												
	この申請に係る															
県税事務所長 殿	最終処 (登												ı			
奈良県産業廃棄物税条例施行 について電磁的記録による保存				こよるこ	ととさ	れる	地方和	兑法第	751≸	条第1	項の	規定	に基・	づき、	次の)帳簿
保存等をやめようとする	る帳簿の種類															
当 該 帳 簿 の 保	存 場 所															
当該帳簿について、承認を受け 認 が あ っ た と み な さ						300	年	月	日							
保存等をやめようと	とする理由															
その他参考となる	べき事項															

注 法人番号欄は、届出者が法人の場合には、当該届出者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

第16号様式(第11条関係)

受付印	_			して作成 記載事項										
	住 (法人の場	計合は、	所 所在地)							11				11
年 月 日	氏 (法人の: 及び代										•			
	法	人番	号									 		
奈良県	この申請に係る担当者名及び連絡先													
	(電	話 番	号)											
県税事務所長 殿	最終処										11			П
奈良県産業廃棄物税条例施行規 月 日付けで申請した電子計 で届け出ます。														
変更しようとする事項及	び変更の内容				1									
承認を受けようとする帳簿の保存場所														
当該帳簿について、承認を受けた年月日 又は承認があったとみなされた年月日						年	3	月	日	II II		II		
その他参考となる	べき事項													

- 注1 申請書に添付した書類の内容変更の場合には、変更内容を記入して添付してください。
- 2 法人番号欄は、届出者が法人の場合には、当該届出者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記載してください。

附 則(平成一六年規則第六七号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第五五号)

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 则(平成二六年規則第二三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年一月五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に徴収金の賦課徴収及び過料の徴収(以下「賦課徴収等」という。)について奈良県高田県税事務所長、奈良県桜井県税事務所長 又は奈良県吉野県税事務所長がした処分その他の手続で、施行日において現にその効力を 有するものは、奈良県中南和県税事務所長がした処分その他の手続とみなし、施行日前に 賦課徴収等について奈良県高田県税事務所長、奈良県桜井県税事務所長又は奈良県吉野県 税事務所長に対してした申告その他の手続で、施行日において現にその効力を有するもの は、奈良県中南和県税事務所長に対してした申告その他の手続とみなす。

附 則(平成二六年規則第五三号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - 一略
 - 二 第二条の規定 平成二十七年一月五日

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定により桜井県 税事務所長又は桜井土木事務所長に対して提出されている申請書等は、この規則による改 正後のそれぞれの規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成二七年規則第四五号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際第一条の規定による改正前の奈良県税条例施行規則、第二条の規定 による改正前の半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例施行規則、 第三条の規定による改正前の関西文化学術研究都市の建設を促進するための県税の不均 一課税に関する条例施行規則、第四条の規定による過疎地域における県税の課税免除に関 する条例施行規則、第五条の規定による改正前の奈良県産業廃棄物税条例施行規則及び第 六条の規定による改正前の産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する 条例施行規則の規定による用紙で現に残存するものは、当分の間、所要の調整をして使用 することができる。

附 則(平成二八年規則第六六号) この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。 附 則(平成三〇年規則第六七号)抄 (施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

第1号様式(第11条関係)

(平17規則55・平26規則23・平28規則66・一部改正)

第2号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第3号様式(第11条関係)

(平17規則55・平26規則23・平28規則66・一部改正)

第4号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第5号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第6号様式(第11条関係)

第7号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第8号様式(第11条関係)

(平27規則45·全改)

第9号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第10号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第11号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第12号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第13号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第14号様式(第11条関係)

(平27規則45・全改)

第15号様式(第11条関係)

(平27規則45·全改)

第16号様式(第11条関係)

(平27規則45·全改)